

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和6年8月21日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400061号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400022号

## 第1 結論

平成23年4月18日から同年4月22日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年4月18日から同年4月22日まで  
請求期間について、A社B支店C事業所のパートの募集に応募し、採用されて勤務したが、厚生年金保険の記録がない。

しかし、A社B支店C事業所に採用される際には、9時から18時までの就業時間で週5日の勤務と説明を受けており、社会保険の加入要件を満たす働き方であったと記憶しているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者としてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された労働条件通知書、A社から提出された雇用契約書及び退職願(以下、併せて「労働条件通知書等」という。)並びに同社の事業主の回答によると、請求者は、請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、請求者の雇用形態が厚生年金保険の適用とはならないことから、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料を納付していない旨回答している。

また、A社は、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している上、請求者から提出された2011年(平成23年)5月給与支給明細及び平成23年分給与所得の源泉徴収票によると、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、日本年金機構は、労働条件通知書等から、請求者の雇用期間が2か月以内であったと認められ、厚生年金保険法第12条の適用除外に該当すると考えられる旨回答している上、請求者は契約の更新をすることなく退職していることから、請求期間にA社において厚生年金保険の被保険者とならないことが確認で

きる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2400065 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2400023 号

## 第 1 結論

昭和 64 年 1 月 1 日から平成 12 年 6 月 26 日までの期間について、請求者の A 事業所 (平成 12 年 3 月 9 日以降は、B 事業所) における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 64 年 1 月 1 日から平成 12 年 6 月 26 日まで

請求期間について、A 事業所の標準報酬月額が実際に支払われた給与額より低く記録されている。給与は 30 万円支払われていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、B 事業所 (平成 21 年 6 月 10 日以降は、C 事業所) は、平成 21 年 12 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同事業所が適用事業所でなくなった当時の事業主は、自身が社会保険事務を行っていたが、請求期間当時の資料を保管しておらず、請求者の当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額について不明である旨回答している。

また、請求者は請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していない上、同僚からも請求者の主張を裏付ける回答等は得られず、課税庁は、保存期間満了のため、請求期間当時の税務関係資料を保管していないことから、請求者の当該期間における給与額及び厚生年金保険料の控除額について確認又は推認することができない。

さらに、請求期間における同僚の標準報酬月額を確認しても、請求者の標準報酬月額のみが低額である事情はうかがえず、請求者の標準報酬月額が遡って訂正された等の不自然な形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。